

令和3年度 第7回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和3年12月16日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】 それでは、ただいまより令和 3 年度第 7 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】 皆様、本日もよろしくようお願いいたします。

事前にお送りした資料は、資料 3 3 「新型コロナウイルス感染症に係る在宅要介護者当緊急一時支援事業の委託について」から資料 3 9 「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」までの資料と「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」です。

また、件名を修正した次第のほか、追加資料として、資料 3 2 「子育て世帯への臨時特別給付等支給事業の実施に係る児童手当情報の目的外利用等について」及び資料 3 4 「新宿区新型コロナウイルス感染症自宅療養者入院待機施設に係る業務委託について」を机上配付しております。

当日の机上配付資料が発生し、申し訳ございません。

各案件の説明時に、それぞれ仕様する資料をご確認いただければと存じます。

それでは、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

【会 長】 それでは審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるのではなく、要点を説明して、必要に応じて補足をお願いいたします。

まず、資料 3 2 「子育て世帯への臨時特別給付等支給事業の実施に係る児童手当情報の目的外利用等について」であります。それでは、説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【子ども家庭課長】 子ども家庭課長です。説明をさせていただきます。資料 3 2 をおめくりいただきまして、2 ページをご覧くださいと思います。

まず、本事業の概要でございます。先ほど事業名、ご紹介ありました、「子育て世帯への臨時特別給付等支給事業」ということでございます。こちらのほうは昨今の報道等でご存じかもしれませんけれども、国が全額補助する事業でございます。各市町村がその事務を担うものでございます。目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するためのものでございます。対象者は大きく 3 つに分けられまして、1 といたしまして令和 3 年 9 月分の児童手当受給者、2 といたしまして令和 3 年 9 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに生まれた新生児の児童手当の受給要件を満たす者、3 といたしまして、平成 15 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日までに生まれた者、いわゆる高校生年齢の方を養育する

方となっていますが、こちらは児童手当という既存の情報を活用しながら進めておりまして、この児童手当の中では所得制限が設けられておりますので、いわゆる特例給付といった受給をされている方は対象外になっております。

次に、事業内容でございます。事業の概要といたしましてはコロナ克服・新時代開拓のための経済対策におきまして、国で新型コロナウイルス感染症が長期化する中、その影響を受けた子育て世帯を支援する取組みの1つとして、対象となる子育て世帯に1人あたり10万円相当の給付を行うというものです。

本日、本審議会における付議内容でございます。1つ目といたしまして子育て世帯への臨時特別給付等支給事業の実施に係る目的外利用でございます。先ほどお話しさせていただきましたけれども、この事業の対象者、児童手当の受給対象者が支給要件でございますので、この児童手当の情報、これを目的外利用することによりまして効率的な事務を進めることができます。具体的にアといたしまして、児童手当情報の目的外利用（プッシュ型）というふうに言わせていただいておりますが、こちらの説明でございます。「令和3年9月分の児童手当受給者」や「新生児の児童手当の支給要件をみたす者」の抽出を、児童手当の情報から抽出させていただきます。その対象者に対して、この給付金のご案内を送付させていただき、受け取りを希望しない方については、拒否の届出の提出を受ける。それ以外の方については、受け取りの意思があったものとみなしまして、申請書等は不要として支給するといった形で、区民の方の簡便な形での手続をやりたいというところで、目的外利用を考えているところでございます。

次、イといたしまして、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給者情報、こちら申請を要するものなのですが、児童手当につきましては先般15歳までのお子さんを対象とした手当でございますが、今回、国の事業では高校生年齢の方も対象としています。こちらの高校生年齢の対象の方々の情報につきましては、特に昨年度の令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の受給者、この中のうち公務員に関しましては、児童手当はお住まいの自治体から児童手当を支給させていただいておりますが、例外的なものもございまして、私ども公務員の場合は住所地の自治体ではなく、勤務先のほうから支給をするというようなつくりになっておりますので、こういった方々にはプッシュ型はできませんけれども、昨年度の臨時特別給付金は、公務員の方に対してもやらせていただきましたので、こちらの情報を活用することによりまして、公務員の方に対してもご案内が送付できるといったところがございまして、こちらの情報も活用させていただきたいと考えているものでございます。

続いて（2）システム改修でございます。既存の児童手当システムに機能を追加するために

改修を行いたいと考えております。給付対象者の管理機能の追加でございます。先ほどお話が出た公務員の方の情報については、こちらの区の児童手当のシステムに入っておりませんのでそういった情報を管理するためのものがございます。

それからイといたしまして給付対象者CSVファイル作成機能の追加ですとか、次の3ページになりまして、ウの指定口座に給付金を支払うための支払データを作成、こちらは二重払いの防止のための改修でございます。それから(3)のシステム改修業務等の委託でございます。先ほどご説明しました(2)のシステム改修業務、これをシステムの開発元である株式会社電算に委託というところでご審議いただければと思います。

項番3番、対象児童者でございます。こちらは25,750人を想定しているものです。

4は申請方法ごとの分類表ということで一覧表をつけさせていただきました。先ほどのプッシュ型、それから申請型というところは概要を説明しましたが、ちなみに広報型、こちらのほうはご説明していなかったもので若干ご説明をさせていただきます。

児童手当ですとか昨年度の給付金の情報を使いまして本事業対象者、把握できる方については積極的な形なるべく申請を簡便にといいるところで検討はさせていただきますけれども、どうしても、私どもの課のほうで保有していない対象者の方についてはホームページですとか広報を使いまして、広く周知させていただきます。これが広報型といたことになってございます。

こちら、資料に修正がありますので、お差し替えをよろしく申し上げます。

それから5番はスケジュールでございます。今月27日に先ほど申しましたプッシュ型、なるべく簡便な形で手続を済ませられた方について、支給の開始をしたいというふうに考えてございます。その他の方々に関しては、年が明けた1月以降に申請及び審査を適切にやらせていただき、決定した方に給付金の支給といったものを行っていきたいというふうに考えてございます。

個人情報の流れは、資料32-1をご覧ください。こちらはまず1つ目の申請不要でございますプッシュ型というものの流れになります。向かって左側の中ほどあたりに赤の点線囲みのものがございます。ここが初めの一步ということで、①支給対象者の抽出ということで書かせていただいております。こちらが既存の児童手当システムから、今回の国の事業の対象者の情報を目的外利用で抽出させていただきますして、それをもとに矢印に沿って進んでいただき、②案内文の作成をし、その次に③案内文の郵送ということで支給対象者にご案内をさせていただきます。それから下のほうに目を転じていただきまして、支給対象者の中から

「支給を希望しない」とおっしゃる方に対しましては、この緑の矢印の④のところ進んでいただきまして、支給を希望しない旨の届出の提出をしていただきます。1週間程度の期間に申し出がなければ⑤の審査のほう、進めさせていただき、決定となりましたら、先ほどご審議をお願いいたしました児童手当受給者情報の、オレンジの吹き出しになっております、改修したシステムの中に、⑥支給希望有無等の登録をさせていただきます。それから、⑦支払データの作成、それをもとに区から⑧給付金の支給ということで⑨の給付金を支給対象者の方にお渡しする、こういったような流れでございます。

続いて資料3 2—2でございます。こちらは申請をしていただくのですが、まず児童手当システムではなく、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金ファイルのエクセルの中でデータを管理してございますが、こちらの中から本事業の対象者を抽出して、案内文を送付いたします。先ほどのプッシュ型と若干違っているのが、こちらは受け取りの拒否ということではなく、緑色の矢印④の申請書の提出を求めるものでございます。理由としては、こちら児童手当については所得を見させていただきます。本年9月の児童手当の受給者が対象ということがまず基本になっております。この対象の方々の所得は令和2年の所得を見ています。そのため、活用させていただく昨年度の給付金の受給者の所得情報というのが、さらに古い令和元年のものになりますので、その当時と所得の状況が変わっていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんので、古い情報をもとに給付決定をした場合、誤った給付決定をする恐れがありますので、こちらの方々に対しては改めて申請をいただくことで、適切な審査を考えてございます。このあたりがプッシュ型と若干流れが変わっているところでございます。

続いて最後でございます。資料3 2—3をご覧ください。広報型の立てつけでございます。こちらについては区のシステムから抽出せず、個人情報はありません。既存の周知媒体を活用させていただき、「広報新宿」、それから区のホームページ等で周知させていただき、申請をいただくといったような流れをとりたいというふうな想定をしているところでございます。

資料3 2の4ページをご覧ください。こちらにつきましては、先ほどご説明させていただいたとおり、目的外利用の1つ目でございます児童手当の情報、こちら目的外で利用させていただくことの説明でございます。情報の保有元、それから利用先に関しては同じ子ども家庭課の中でやらさせていただきます。それから目的外利用を行う情報の項目でございます。下から4つ目の囲みのところでございます。こちらについては、なるべく区民の方の申請等、該当年月から支払口座情報までを活用させていただきたいと思っております。目的外の利用時期に関しては令和3年12月10日から令和4年3月31日までとなっております。

続いて5ページをご覧ください。こちら昨年度実施をいたしました「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金受給者情報」を今回の事業に、目的外に利用させていただくものでございます。保有元・利用先については子ども家庭課でございます。それから先ほどと同様に、目的外利用を行う情報項目でございますが、該当年月から住所というところで、先ほどの情報よりも活用の情報は少なくなっております。こちらについては後にご申請をいただく前に案内を送付する情報でございますので、必要最低限の情報の活用にとどめているというところでございます。目的外利用の時期・期間につきましては令和3年12月10日から令和4年3月31日まででございます。

続いて6ページのほうをご覧ください。活用させていただきたいと考えているのがイントラネットの児童手当システムの改修についてでございます。保有課については子ども家庭課で変わりません。こちら個人の範囲は2ページの対象者と同じでございます。記録項目については該当年月から支給実績の記載のとおりでございます。新規開発・追加・変更の理由でございますが、本事業は、臨時・特別的な新規事業でございますので、給付対象者の管理を行う機能の追加等の改修を行うことで、事務の効率化、それから円滑化、さらには先ほど申しました二重支給の防止を図ることを目的としてございます。次の新規開発・追加・変更の内容については先ほどの管理機能の追加ですとか、給付対象者CSVファイル作成機能の追加などと同様です。割愛させていただきます。それから個人情報の保護対策については後の業務委託のところと同様ですので、こちらも後ほど説明をさせていただきます。

続いて7ページをご覧ください。最後の囲みのところで新規開発・追加・変更の時期でございます。こちらは令和3年12月10日改修プログラムの作成を開始し、12月13日、改修プログラムを区のサーバに適用し、翌日から本稼働というふうな流れになります。

続いて8ページをご覧ください。こちらについてはこのシステム改修を業務委託させていただいた内容をまとめさせていただいております。保有課については先ほどと変わらず子ども家庭課。委託先として考えているのが株式会社電算となります。それから、こちらの項目や理由は先ほどと重複します。割愛をさせていただき、委託の内容は先ほどお話をいたしましたシステムの改修に関するものの委託でございます。保守業務といたしましてはハード、ソフトの保守、それから障害復帰。さらには運用支援、問合せ対応、それから法・制度改正対応等となっております。

委託の開始時期及び期限でございます。まずはシステム改修業務につきましては令和3年12月10日から令和4年2月28日まで、保守業務につきましては令和3年12月、これは区

のサーバに適用後から令和4年3月31日まででございます。委託にあたり区が行う情報保護対策でございます。まず運用上の対策といたしましては1つ目、契約書に別紙の「特記事項」を付させていただきますして遵守させます。それから2点目といたしましては、まず改修に当たってのプログラム作成なのですけれども、その際にはデータの持ち出しは行わせない。それから検証の際には、テストデータを用いて、区の職員が立ち会い、個人情報の取り扱いはさせないといった対応をいたします。それからシステム上の対策でございます。まず外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの対策を講じます。

続いて9ページをご覧ください。さらなる対策といたしましては、ウイルス対策ソフトウェアの導入とともに最新のパターンファイルの適用。さらにはOSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。それから職員がシステムを使用する際にはID・パスワードによる認証というところで管理をさせていただきます、許可された職員以外は操作できないような設定を行います。さらにはアクセスログの監視などにより不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施いたします。これが区側になります。

そして受託先の事業者に行わせる情報保護対策でございます。まず運用上の対策といたしましては、契約書の中の「特記事項」これを付して遵守させます。続いて、システム開発及び変更作業については、データの持出しは行わせない。テストデータを用いて個人情報を取り扱わせない。そして3点目。委託者の方がシステム機器を操作する場合には、作業内容の報告を求め、区が了承したもののみ決定させていただきます。続いてシステム上の対策でございます。こちらは先ほど区のほうで講じる対策と同様の対策をとっていただくとともに、5番目、データのバックアップ、それから情報保全というものを行わせていきます。さらには不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合には、遠隔地からのシステム操作は禁止させていただきます、区職員がきちんと見させていただく中で対応していただきます。こういったような対策を講じてまいります。

10ページ、11ページには、区との間で講じていただく特記事項を、参考に載せさせていただきます。

以上、駆け足でございましたが説明のほうは終了させていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

【会長】 それでは本件につきましてご質問かご意見ございますか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】 お伺いしたいのですけれども、ほかの自治体の対応とかを見ていると電子申

請の辞退をするところとか、あと口座変更するところのフォームみたいのを見かけたのですけれども、そういった対応というのは新宿区ではやらないで、全部紙で受け取ってそれを目視で確認して入力するという事務をやるという認識で間違いないですか。

【会 長】ご説明をお願いします。

【子ども家庭課長】ご質問ありがとうございます。お見込みのとおり対応していくということでございます。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。その理由みたいなどころって、電子でやったほうが目視で確認したりとか、紙をなくしたとか、紙から個人情報漏れるというリスクは低いような気がするのですけれども、ほかの自治体でもやっている事例もあるみたいなので、それをやらない理由というのは何かあるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【子ども家庭課長】今も国会で事務の取扱いについては、いろいろ議論が煮詰まらない部分がある中での先行といったところで、取組みを進めなければいけない中で、既存の児童手当のシステムも紙の作業でございますので、そういった電子のものもいただいて、そのデータを連携させるといったような状況にも、もともとシステムがなっていませんので、そういった対応まで盛り込んでしまっていればいいのですけれども、盛り込むには時間的な余裕というものが全くないといったところで対応はちょっと難しいなといったような状況でございます。

【伊藤（陽）委員】そういった事情があるから、辞退とか口座変更だけの部分的な箇所だけ、電子申請にしている自治体があるのかなと思いますけれども、それだけでも難しかったということですね。これで終わりにしたいと思います。

【子ども家庭課長】そのとおり、それだけでもかなり調整、業者とのやり取り等、時間がないというところでご理解いただければと思います。

【会 長】ほかに何かご質問、あざみ委員。

【あざみ委員】システム改修のところで、給付対象者CSVファイル作成機能の追加とあるのですけれども、これはどういうものなのか。何を目的にしての追加ということなのか教えてください。

【子ども家庭課長】決裁の過程の中で、対象者の一覧というのを必ず決定過程の中で、決定権者が誤りないようにやっておりますので、今回のデータをもとにCSVという形で一覧表を吐き出させるようなつくりをとって、この一覧表を決裁のところにつけて、確認をしながら間違いない事務を進めるものでございます。

【あざみ委員】その一覧表が、CSVファイルというものだと思っていいということなのですね。

【子ども家庭課長】はい。

【会長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますか。なければ諮問事項3件、報告事項2件について、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では本件はそういうことで終了します。ご苦労さまでした。

それでは次は、資料33「新型コロナウイルス感染症に係る在宅要介護者等緊急一時支援事業の委託について」です。それでは説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【高齢者支援課長】説明をさせていただきます。高齢者支援課長の中野でございます。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長の稲川でございます。よろしくお願いたします。

【高齢者支援課長】それでは私が代表いたしましてご説明をさせていただきたいと思えます。

【会長】2人の場合は、発言するときに必ず肩書と名前を言ってから説明してください。

【高齢者支援課長】高齢者支援課長の中野でございます。それではまず最初に配布資料の確認でございます。本案件の説明の際に使用する資料は資料33と資料33-1でございます。皆様、資料の過不足はございますでしょうか。

まず、事業の概要をご覧ください。この事業の目的は介護を必要とする高齢者及び障害者などの要介護者等が、新型コロナウイルス感染症の陽性、または濃厚接触者となった場合に、安心して自宅療養生活を送れるよう支援するものです。対象者は新型コロナウイルスに感染した要介護者等と、家族等が新型コロナウイルスに感染したことで濃厚接触者となり、家族等による介護が受けられない要介護者等でございます。

事業内容ですが、1の概要に記載のとおり、本事業の対象者に対して「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」外の法外サービスとして事業者と区が委託契約を結び、訪問介護等の提供を行うものがございます。委託内容は介護サービス事業所による訪問介護、訪問看護等のサービスと障害福祉サービス事業所による居宅介護等のサービスの提供でございます。本事業の想定人数につきましては3に記載のとおりでございます。

次に別紙業務委託をご覧ください。個人情報保有する課は福祉部障害者福祉課と高齢者支援課です。委託先でございますが、本事業者の対象者の発生ごとに適切な事業者を検討して委託をいたします。事業者処理をさせる情報項目につきましては、利用者の氏名、住所、生年

月日等の基本情報のほか、サービス利用者のご家族等の基本情報、さらに利用者の身体状況等の情報といたしまして、高齢者につきましては要介護度、障害者につきましては障害名や障害支援区分、等級などがございまして、両者に共通の項目といたしましては症状ですとか、かかりつけの医療機関、日常生活動作や食事及び排泄状況、入浴介護の状況等の情報、その他記載の情報項目を事業者は取り扱うものでございます。

委託理由ですが、介護サービス等の提供は専門的な知識やノウハウが必要であり、要介護者等の状況を確認した上で、適切な事業者に委託する必要があるためです。委託にあたり区が行う情報保護対策でございますが、契約にあたり別紙「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務の明記のほか2項目。それから受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、取扱責任者及び取扱者をあらかじめの指定と報告。個人情報を記録した紙媒体を鍵付きキャビネットに保管させるなど、4項目を実施してまいります。

最後になりますが、資料33-1をご覧ください。横書きの図で個人情報の流れを記したものでございます。介護サービスの提供に必要な利用者の個人情報が記載された利用申請書を受理する新宿区は、施錠できるキャビネット等にこの情報を保管いたしまして、本委託業務終了後5年間の保存の後に廃棄をいたします。介護サービスを提供する事業者が決定した後、区は個人情報を含む依頼通知書を事業者に送付いたしまして、事業者は介護サービスの提供を開始いたします。事業者は紙媒体で提供される情報を施錠できるキャビネット等に保管し、委託業務終了後に廃棄をいたします。

本件につきましての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会長】委託先ですけど、まだ決定していないというだけしか書いていないのですが、どういうレベルの事業者。もう既にリストがあるのではないかと思うのですが、どういうレベルの人たち。結局ここで問題なるのは預けた個人情報が向こうでどう利用されるか、それがどういうふうに管理されるかが、ここの皆さんの興味があることなので。その点について、この事業者が分からないというのは、全然審議のしようがない。お願いします。

【高齢者支援課長】実際にこの事業で委託をする先として想定しておりますのは、高齢者の場合ですと訪問介護等のサービスを提供する区内の訪問介護事業者でございまして、大体区内に80所ぐらいの事業所がございまして、ただ区境等にお住まいの方ですと、隣接区等の事業者をお使いになっている方もいっぱいいらっしゃる可能性がございまして、具体的に、必ずしもこの委託先として区内の訪問介護等の事業者というふうに明記し切れないものですから、

それぞれご利用者様が通常コロナの陽性になる前に日々日常の中で、基本的にはお使いになっていらっしゃる介護保険のサービスをお使いになっていらっしゃる事業者をお使いいただくということを想定してございますので、こういった書き方とさせていただいたところでございます。

【会長】 それではご質問かご意見ありましたらどうぞ。木もと委員。

【木もと委員】 この委託先においてなのですけれども、利用申請書についてこの「業務終了後に破棄をする」というようになっています。これは返還ではなく破棄としている理由、またこの破棄においてはその破棄をどのように区として確認をするのか、その2点お伺いしたいと思います。

【障害者福祉課長】 こちらの事業所の有する個人情報につきましては、事業所で責任をもって破棄をしていただくというところで考えております。特に区に返還をして、区でそれを、破棄をするということは考えてございません。通常、これらの事業所はもともと法定に基づくサービスを行っている事業所でございますので、その法定の中で、法に基づく業務の取扱いというのをしております。そこにのっとなってやっているものです。

【高齢者支援課長】 障害者、高齢者ともに、通常法定のサービスをお使いになっている方には緊急一時的にお使いいただく事業ということで考えてございますが、破棄した点につきましては破棄をしたということで確認の証明書等私どもにご提出をいただき、必要に応じてその内容を確認していくということで対応してまいりたいと思っております。

【木もと委員】 分かりました。返還ではなく等々のことについては分かりました。

やはり破棄の確認というのは最低限必要なことだと思いますので、今そういう方向でというお話がありましたので、しっかり行っていただければと思いますのでよろしく申し上げます。以上です。

【会長】 ほかにご質問かご意見ございますか。あざみ委員。

【あざみ委員】 先ほど委託先のお話がありましたけれども、日常的に使っていらっしゃるところはそこでもいいと思うのですけれども、使っていないケースというのもあり得るかと思うのですけれども、そこはどのように考えたらよろしいでしょうか。

【会長】 ご説明ください。

【高齢者支援課長】 私ども、この事業の中で、サービスの提供に当たりまして、訪問介護等の事業をお使いになっていない方が対象になる可能性もあるのかなと思っております。そういった方につきましては、ご相談いただいた段階で、私ども区内の幾つかあらかじめこの事業に

協力いただけそうな事業者を、協力いただけるということで意向を伺っている事業者がごさいますので、そちらにご相談させていただいて、委託をお願いさせていただくということで、先ほど申しあげました区内の約80程度の、高齢者の場合ですと訪問介護事業者の中に複数ご協力いただける事業者のお話をいただいているところがございますので、そこに委託をさせていただくということで考えてございます。

【あざみ委員】そうすると、ご協力いただけそうなところを考えているということでまだ「ここ」というふうに決まっていけないということでしょうか。もし決まっているのであれば、そこが委託先ということであれば、一覧表出していただくとかということはあるのもいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

【会 長】ご説明をお願いします。

【高齢者支援課長】この事業、今回緊急的に第6波に向けた区の対応事業の一環の中でやらせていただきます。現在ご協力いただける事業所はどのぐらいあるかということでアンケートを区内の事業所様のほうに送ってございまして、その中でまだ回答を随時いただいているような状況でございますので、本日の時点では具体的に何社がご協力いただけるかというような状況についてはまだ調査中でございますので、数字のほうはご報告できないような状況でございますが、幾つかご協力いただけそうだとこのところの感触があるということがございます。そういった状況で、今、ございます。

【あざみ委員】決まればいただけるということでよろしいか。

【高齢者支援課長】もうしばらくいたしますと、回答いただける期限でございまして、その段階でしたらご協力いただけそうな事業所ということではリストアップが可能かと思っておりますので、その段階ではご提供が可能かと思っております。

【会 長】ただ審議会には要りませんから。委員の方から質問が担当課に行きますから。

【あざみ委員】先ほど会長もおっしゃったように、個人情報扱う委託先ということですので、もし決まっているのであれば必要だと。提示が必要だというふうに思ったので、そのように言いましたのでよろしく願いいたします。

【会 長】審議会には必要ありませんから、いずれにしろ。ほかによろしいですか、質問。移ります。津吹委員、どうぞ。

【津吹委員】廃棄にこだわるようで申し訳ないのですが、介護って必ず、うちも介護を受けたとき、介護記録だとか、訪問記録だとか、記憶が必ず残って、後々何かの責任事項が発生してくると思うのですけれども、それを廃棄してしまうということは本当に必要なのか。逆

に記録も含めて区へ返すべきなのかなという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【高齢者支援課長】 この事業、行いまして当然この後に委託料の請求等がございますので、その報告、請求をする段階でどのようなサービス提供を行ったかという報告は私どもにいただくということで考えてございます。それをもとに請求書の支払いのほうに事務を進めていくというふうに考えてございますので、区には一定どのようなサービス提供が行われたかというような内容は、区で5年間保管できると考えてございます。

【津吹委員】 今おっしゃった支払いのために必要な、要は点数制ではないですけれども、何をやったから幾らですよというようなことであって、その方の経過が必要だと思うのですね。介護ってそういうもの。人の命を預かっているわけですから、そこに関する記録は絶対に廃棄してはいけないもだと思うのですけれども。そういう意味で廃棄していいのかという話を、かつ区として「何をしました」だけではなくて、経過記録というものが必要に後々ならないのかどうかということをお聞きしております。

【会 長】 ご説明ください。

【障害者福祉課長】 まず、障害者の場合につきましては、その方の個人情報を区で全て保有をしております、それはその方が転出される、もしくはお亡くなりになるまでということとで保管をしている台帳が個人別にごございます。そこには区の支援として必要な記録というのは残していくこととなります。これはこの委託とは別に区で、その方を知った情報として残していくこととなります。

委託業者につきましては、これはコロナで介護者がいなくなった期間のみですので、こういった取扱いをさせていただきまして、その前後につきましては、通常の法定の取扱いで事業所のほうで保管をしていただくようになります。またケアマネージャーですとか、そこに何か相談をする者が関わったときには、そこはそのやはりそれぞれの法に基づく対応で記録を残していきますので、この事業のこの部分につきましてはこういった取扱いで大丈夫だというふうに考えているところです。

【高齢者支援課長】 会長、補足でよろしいでしょうか。補足でございます。この事業をこれから開始していくに当たりまして、事業者様のほうから実際に実績が出たときに実績報告書を出していただく予定でございます。私どもで考えている内容としましては、サービスに入った時間ですとか、それからどのような活動したのか。その際にどのようなことがあったか連絡事項ですとか、当時の状況を記載していただき、具体的に、入られたヘルパーさんのお名前と、実

際にそれを、サービスを受けられた方のご家族ですとかご本人様様のサインということで内容が明確になるような物を実績報告書として出していただく予定でございます。

【津吹委員】では実績報告書とその申請書類は別物ということで、申請書類は廃棄するけれども記録は記録で別途あるということですね、ありがとうございました。

【会長】ほかにご質問かご意見ございますか。越智委員。

【越智委員】今の質問に少し重ねる形になるかもしれませんが、今言ったような重要なデータというのが、これも同じように紙文書としてキャビネットで保存ということになるのでしょうか。個人的には5年間紙で保存するよりは、もう画像処理して区の中でしっかり安定的に保存するとか、そういったところに記録するほうが人為的なミスは避けられるかもしれないと思うのですがどうでしょうか。

【会長】ご説明ください。

【高齢者支援課長】私ども通常の高齢者支援の法外サービスといたしまして、認知症の方への訪問介護等のサービスですとか、同様にやっている事業がございます。基本的には同じような事務の流れですとか、こういった個人情報の保護や保存ですとか、同じようにそろえてやっていきたいと思っております、通常私どもの課でやってございます介護保険外での訪問介護等のサービス提供事業に合わせて、同様に、この事業に関しましては紙でということで。件数も、先ほど想定の間数を資料に書かせていただいておりますが、それほど膨大な件数が出てくる事業というふうには考えてございませんので、一定紙の保存で適切に管理できると考えてございます。

【会長】よろしいですか、越智委員。

【越智委員】件数の問題というよりは、情報の、個々の問題なので参考にしていただけたらと思います。

【会長】ほかにご質問かご意見ございますか。ないようでしたら本件は報告事項ということで了承ということでよろしゅうございますか。では本件は了承ということで終了いたします。

それでは次は、資料34「新宿区新型コロナウイルス感染症自宅療養者入院待機施設に係る業務委託について」です。それでは説明をされる方は資料を確認の上、ご説明をお願いします。

【保健予防課】保健予防課新型コロナ医療担当の白井でございます。では資料の確認から説明をさせていただきます。まずお手元に机上配付となりましたが資料34、カラー刷りの資料34-1、次に参考34-1。以上3部でございます。

それではご説明をさせていただきます。「新宿区新型コロナウイルス関連症自宅療養者入院

待機施設に係る業務委託について」でございます。担当課は保健予防課になります。まずは目的でございます新型コロナウイルス感染症の第5波に際しましては、感染者が急増したため病床が逼迫し、入院が必要な方が自宅待機を余儀なくされた状況を踏まえまして、第6波に備えて患者を一時的に受け入れる入院待機施設を設置して、区民の安心につなげてまいります。

入所の対象は（１）として中等症のⅠまたはⅡに相当し、入院が必要な状態にある自宅療養者で日常生活動作が自立している者。（２）といたしまして、自宅療養者であって本施設における一時滞在が必要と区が判断した者でございます。

事業概要でございます。本事業は新型コロナウイルス感染症により、入院が必要と判断された区民が自宅待機となった際に、入院待機施設で点滴や酸素投与を受けながら入院調整を行うものでございます。施設運営に係る業務が多岐にわたるため、業務内容に応じて医療機関と施設運営業者にそれぞれ委託して実施をしております。委託の内容は健康フォローアップといたしまして施設において入院までに必要な医療、健康観察、療養上の世話を、必要な人員の確保とこれらの業務の実施。また入院待機施設の運営としまして、患者の移送や入所者の情報管理、施設の清掃等でございます。こちらの入院待機施設の定員は6人です。

それでは個人情報の流れを資料34-1でご説明させていただきます。左上の①新型コロナウイルス感染症に関する自宅療養者の要請により、診療所が往診または救急隊が救急出動した際に②といたしまして、状況によりまして保健所に連絡が届きます。病状などから区が入院待機施設への入所が適切と判断した場合に④のところになりますが、自宅療養者に対しまして入院待機施設への入所及び入院までに係る関係機関等への個人情報の提供について、口頭で同意を確認いたします。次に保健所では⑤自宅療養者の情報をHER-SYSに入力し、入院待機施設で患者情報が確認できるように紐づけをいたします。⑥では入所者の氏名、電話番号等必要な情報とともにHER-SYS IDを入院待機施設に電話で伝え、メールで連絡いたします。⑦入院待機施設では委託医療機関の乙と、運営委託業者の丙が、HER-SYSの情報を確認し、丙は入所者台帳に必要な情報を入力いたします。入所者が入院待機施設に移送されてきたところで、入所に関する同意書、こちら参考資料34-1になります。この同意書に署名をしていただきます。⑩乙は入所者の体調や医療の対応等をHER-SYSに入力していきます。次に⑪左下になりますが、保健所は入所者の病状や医師所見を用いて入院調整を行います。⑫入院先が決まり退所が決まりましたら、入院待機施設に入院先の連絡と搬送の調整の依頼を保健所から行います。連絡を受けた丙は、搬送調整を行い、入所者は入院先の医療機関に移送されます。⑬入場者が退所後、丙は台帳に入力し終了となりますが、委託期間中丙は、各入所

者の同意書の保管を行います。その後記載してごさいませんが、この同意書につきましては業務終了後区に返還をしていただきます。

それでは資料34の3ページにお戻りください。情報の保有課は保健予防課になります。委託先は医療機関につきましては医療法人社団三育会に委託してまいります。また施設の運営委託につきましては、エフエヌダブリュ株式会社に委託してまいります。委託に伴い事業者に処理させる情報項目につきましては、医療法人社団三育会につきましては個人の基本情報のほか、入所者の体調、医療提供の内容、医師所見などを入力してまいります。エフエヌダブリュ株式会社につきましては、個人の基本情報に加えまして入手の日にか、退所先などになります。

処理させる情報項目の記録媒体は、電磁的媒体HER-SYS、こちらHER-SYSにつきましては本会においてご報告させていただき、ご了承いただいているところをごさいます。そのほか委託先のパソコン及び紙になります。委託理由でございませう。入院待機施設におきましては医師及び看護師による体調管理を行うほか、入所者の移送手続や運営に必要な備品などの調達、施設内の清掃及び施設外の警備など様々な事業がございませうので、事務員、警備員なども配置をいたしませう。こちらスタッフが緊密に連携しながら、安定的に運営していく必要がございませう。そのため本業務は対応実績のある医療機関及び施設運業者と、区の三者による運営を行うことが不可欠でございませう。このため区（甲）は第5波において自宅療養者への豊富な往診の実績があり、今回、新宿区医師会からの推薦を受けました医療法人社団三育会（乙）を委託医療機関として、また世田谷区において宿泊療養施設の運営を既に受託し、安定的に運営した実績があるエフエヌダブリュ株式会社（丙）を施設運営業務の委託先として三者契約を締結し、三者が一体となって個人情報保護対策を実施してまいります。委託の内容は記載のとおりです。

4ページをご覧ください。委託の開始時期及び期限でございませう。この施設につきましては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数や病床の逼迫状況などを踏まえて区が決定いたします。なお、感染状況等によっては入院待機施設を開設しない場合もございませう。また開設後、感染状況などにより運営を停止することが妥当と区が判断した際は、区の指定する日において運営を停止してまいります。

委託にあたり区が行う情報保護対策につきましては、運用上の対策といたしまして、契約にあたり別紙特記事項を付すほか、記載のとおりでございませう。システム上の対策は個人情報データにはパスワード付してデータを暗号化いたします。受託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、運用上の対策は取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させま

す。そのほか記載のとおりでございますが、同意書につきましては先ほど申し上げましたとおり、区に返還をしてもらうこととなります。ご説明は以上でございます。

【会長】ご質問かご意見ありますか。ないようでしたら、報告事項ですので、了承といたしますが、よろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了します。ご苦労さまでした。

次は、資料35「健康増進事業の情報連携開始に伴う保健情報システム及び統合宛名システムの改修等について」。それでは説明をされる方は資料を確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】健康づくり課長の羽山でございます、よろしくお願いいたします。健康づくり課としては本日3件お願いをしているところでございます。3件と言いましても、1件目と2件目は密接に連携しておりますので、実質2件という扱いになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それではまず資料35でございます。資料35の資料は、ホチキスどめの資料が1ページから8ページのもものが1つ、そして資料35-1で、A4横版の色がついている資料が1つ、35-2はこれもホチキスどめのA4縦判です。35-3につきましては、こちらは白黒のホチキスどめになります。資料35に関しましては以上でございます。よろしいでしょうか。

それではご説明をさせていただきます。まず、事業の概要についてご説明をさせていただきます。資料35の2ページをご覧くださいと思います。2ページの上から事業内容のところをご覧くださいと思います。事業内容の1番、概要です。健康増進法に基づきまして、国民の健康の増進に資するため各種がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診の事業を行っているところでございます。このたび、番号法と健康増進法が改正されまして令和4年、来年の6月より情報提供ネットワークを通じた他自治体との情報連携をすることが定められましたので、今回新たにシステム改修を行うというものでございます。

2番の情報連携の内容につきましてはただいまのご説明と若干かぶる部分がありますので、割愛させていただきます。3番の情報連携する受診者数、本年12月1日現在でございますが、各種がん検診が約63,000人、がんの種類が複数に分かれておりまして、1の方が幾つも受けることがございますので、延べ人数で書かせていただいております。歯周疾患検診が約2,800人、肝炎ウイルス検診が約2,700人、骨粗しょう症が約3,000人という規模になってございます。

続きまして資料の3ページをご覧くださいと思います。システムの改修についてでございます。上から3つ目、記録される要項項目につきましてご説明をさせていただきます。1番

の個人の範囲につきましては検診事業、先ほどご説明した各種検診の受診者となります。2番の記録項目につきましては、保健情報システムにつきましては資料35-2のとおりになります。団体内統合宛名等システムにつきましては資料35-3にございますのでそれぞれの資料を説明したいと思います。

資料35-2をまずご覧いただければと思います。色つきのホチキスどめの資料になります。こちらは保健情報システムの基本健診サブシステム記録項目につきまして、今回関連する項目を抜粋したものということになっております。この黄色い色がついている項目が、今回情報連携に伴いまして保健情報システムを改修した上で追加をするという新たな項目になってございます。ご確認ください。

続きまして、資料35-3をご覧くださいと思います。こちらは健康増進事業の団体内統合宛名等システムの記録項目一覧となります。システム改修によりまして、国が指定した項目の全てを新たに記録するという、国が指定した項目の全てが、今回ここに記載している資料35-3です。

それでは資料35の3ページ、先ほどのほうにお戻りいただければと思います。上から5つめの項目になります、新規開発・追加・変更の内容につきましてご覧ください。1番、区イントラネットパソコンによる中間サーバを介した情報照会の実施、2、団体内統合宛名等システムによる中間サーバを介した情報提供の実施、3、上記「2」に係る保健情報システム及び団体内統合宛名等システムの改修というのが今回の内容になります。

それでは資料35-1、A4横判の資料をご覧くださいと思います。この情報連携概念図をご覧くださいと思います。今回の情報連携を開始するために、各種がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、結果データの必要項目を保健情報システムに連携させるとともに、LGWAN回線を経由しまして地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供する情報ネットワークを通じて結果データの情報照会並びに情報提供を行うというものでございます。こちらの資料の黄色い吹き出しにも記載がございますように、真ん中の吹き出しですね。国や他自治体と送受信をする情報項目は番号法で認められているもののみとなります。また国や他自治体との情報の送受信には専用のネットワーク回線を利用してインターネットとの接続をしないことも黄色い吹き出しにございます。

資料を行ったり来たりで恐縮ですが、また資料35の3ページのところにお戻りください。一番下の項目です。開発等を委託する場合における個人情報保護対策の欄をご覧くださいと思います。運用上の対策としまして、1番から8番まで記載をさせていただいております。

特に5番につきましては、今回情報セキュリティアドバイザーからのご助言をいただきまして、実データを使用する検証作業は区職員が実施し、委託先に必要な支援のみを行わせるという対策を講じるということになってございます。

ページを1枚おめくりいただきまして、4ページのところにお進みいただければと思います。こちらのほうにはシステム上の対策についても記載してございます。スケジュールに関しましては、こちらの下のところでございますように、令和4年の1月からシステム改修を行いまして令和4年3月テスト検証作業を終えた上で、令和4年6月の本稼働を予定しておるというところでございます。

続きまして、資料の5ページ目をご覧ください。業務委託についての資料でございます。こちら今回のシステム改修の委託先についてでございます。委託先上から3つ目の項目でございますが、保健情報システムにつきましては株式会社両備システムズ、団体内統合宛名等システムにつきましては日本電気株式会社となっております。委託の理由が中段に記載がございますが、こちらの欄をご覧ください。今回の委託先につきましては、いずれも各システムの開発事業者でありまして、当該システム改修業務を安全かつ効率的に行うことができるために、委託に付すというものでございます。

このページの一番下の項目、委託にあたり区が行う情報保護対策、そして次のページに記載がございます受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては記載のとおりです。いずれも現行の委託先となりますので、情報保護対策につきましても新たなものを追加するというものではなくて、既存のものを着実に実施していくものということで変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会長】ご質問かご意見ありましたらどうぞ。ご質問がなければ、報告事項ですので了承ということで終了しますが、よろしいですか。

では、本件は了承ということにします。

セキュリティアドバイザーの意見を聞きませんでした。ご説明の中に入っていたので何となく趣旨はお分かりだと思いますが一応事務局のほうから正確に。

【区政情報課長】情報セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。アドバイザーから助言といたしまして、システムの改修にあたり、実データを使用した検証作業は区側で行うなどの保護対策を講じるということで、先ほど担当課長からございましたけれども、担当課といたしまして検証作業は区が行うなど対策を徹底するというので、回答をいただいております。以上になります。

【会 長】 それでは、資料 3 5 を終了いたしまして、次は資料 3 6 「番号法及び健康増進法改正に伴う特定個人情報保護評価（基礎項目評価）及び情報連携の実施について」です。それでは説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】 引き続き健康づくり課長の羽山でございます、よろしく申し上げます。今資料 3 5 でご了承いただいた案件が、マイナンバーを使用したい案件になりますので、連携するに当たっては個人情報保護評価が必要だということで、資料 3 6 が出てくる案件になります。

それでは、まず資料の確認でございます。資料 3 6 は A 4 判の 1 枚表裏で 1、2 ページだけになっております。資料 3 6 - 1 は A 4 横です。こちら 1 枚です。資料 3 6 - 2 につきましてはホチキスどめの色がついている特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）というものが 1 つです。資料 3 6 - 3 につきましてもホチキスどめの白黒のものがついてございます。最後、参考 3 6 - 1 ということで、色がついている「しきい値判断」と書いてある資料、こちらになります。資料としては以上でございます。

それではご説明を始めます。資料 3 6 の 2 ページ目の裏面のところをご覧くださいと思います。先ほどご説明したとおり、この案件は先ほどご審議いただいた資料 3 5 の情報連携につきまして、新たな個人番号利用事務となるために、改めて特定個人情報保護評価の実施を行うというものでございます。項番の 2 番です。新たな個人番号利用事務といたしまして資料の 3 6 - 1 をご覧ください。A 4 の横判の資料です。こちらをご覧ください。事務事業といたしましては、健康増進法による健康増進事業で、事由としては変更という扱いになります。内容、対象者につきましては先ほどの資料 3 5 と同じ部分がございますので、ここでは内容につきましてはご説明割愛させていただきます。

資料 3 6 - 2 をご覧ください。特定個人情報保護評価書です。資料 3 6 - 2、ホチキスどめの資料です。こちらが今回の特定個人情報保護評価書になります。今回は後ほどご説明いたしますが、基礎項目評価という扱いになってございます。こちらの評価書の一番下の公表日の欄が空欄となっておりますが、情報連携をするのが令和 4 年 6 月になりますので、連携開始前までには公表するという予定となっております。

資料をおめくりいただいて、関連情報ですとか、しきい値項目ですとかいろいろと出ていますが、細かいところは割愛をさせていただいて、資料の一番最後のページです。2 枚おめくりいただいて最後のページに変更箇所が出てございます。こちらあくまで今回の変更部分のみを抜粋して記載したものとなっておりますので、その点だけご注意をいただければと思

います。

それでは今回の個人情報保護評価が基礎項目評価となった点につきまして、改めてご説明をさせていただきます。資料の一番最後についておりました参考36-1、しきい値判断という資料をご覧いただければと思います。しきい値判断とは、当該事業の対象人数等によりまして、必要な特定個人情報保護評価の種類を判断するというものになります。

まず一番上の対象人数は何人かという部分でございしますが、今回情報連携する対象者数は先ほどの資料35のところでもご説明をいたしました。骨粗しょう症の予防検診が約3,000人、歯周病検診が約2,800人、肝炎ウイルス検診が約2,700人で、各種がん検診の延べ人数が約63,000人というふうになりますので、全ての種類を足し合わせても約71,500人ということになります。従いまして、対象人数については、右斜め下の「1万人以上10万人未満」のところに進んでいくということでございます。次は、「特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か」という質問に対しましては、こちら実際に取り扱うのは我々健康づくり課と4つの保健センターの職員がその取扱者となるのですが、全ての職員数を合わせても約130人ということになりますので、この500人は超えないということになりますので、右側の「いいえ」になります。「過去1年間に特定個人情報に関する重大事故を発生させたか」につきましては、こちらは「いいえ」になりますので、最終的には今回、基礎項目評価という扱いに該当することとなります。

それでは資料36の2ページのところにまたお戻りいただければと思います。ただいまご説明したのは、項番の2番と3番のあたりを関連資料に基づきましてご説明をしたところです。項番の4番の情報連携を行う情報項目につきましては、資料36-3になっております。資料36-3をご覧いただければと思います。細かい説明は割愛いたしますが、こちらは先ほど資料35のときにご審議いただきました団体内統合宛名等システムで、システム改修により新たに記録する項目と一緒にとなっております。情報提供者の機関種別が市町村長というのが追加となっているだけで、項目としては先ほどと全く一緒という扱いになってございます。

資料を行ったり来たりで恐縮ですが、また資料36の2ページのところにお戻りいただければと思います。項番の5番、対象者数は繰り返しご説明しているとおり記載のとおりになります。項番の6番、今後のスケジュールです。本日ご了承いただいた後、特定個人情報保護評価書の個人情報保護評価委員会への提出及び公表を令和4年1月以降に予定しております。令和4年1月からのシステム改修を経て、6月からの各種健診情報の情報連携開始という予定となっております。

説明としましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会 長】この件につきまして、ご質問かご意見等がありますか。それではご意見がなければ了承ということで終了させていただきますがよろしゅうございますか。

では、本件は了承と、報告事項ですので了承ということで終了します。まだ続きますか。

【健康づくり課長】あと1件です。

【会 長】次に、資料37「特定健康診査受診者の糖尿病治療中の者に対する保健指導業務の委託等について（委託及び再委託内容の変更）」です。それでは説明される方は資料を確認の上ご説明ください。

【健康づくり課長】引き続き健康づくり課長の羽山でございます、よろしくお願いいたします。資料の確認でございます。資料37はホチキスどめの資料が14ページまでのホチキス止めの資料が1点。そして資料37-1としてカラー刷りのA4の横判のものです。個人情報の流れが1つ、資料は2つだけになります。よろしいでしょうか。

それではご説明を始めさせていただきます。資料37の2ページのところをご覧くださいればと思います。まず、この事業の目的からご説明をしたいと思います。新宿区特定健康診査の受診者のうち、糖尿病の治療中で、血糖と腎機能が基準値を超えている者に対し、医療機関（かかりつけ医）と連携の上、保健指導を行って糖尿病性腎症による透析等の合併症の発症を防止するために実施している事業ということになってございます。事業内容の中の項番の1番、概要のところをご覧くださいればと思います。現在、糖尿病性腎症等の重症化を予防するため、糖尿病治療に関する十分な知識と経験を有した委託事業者によりまして、対面及び電話等での保健指導を実施しているところです。その内容につきましては平成30年度第9回本審議会において、ご了承をいただいているものとなります。

今回新たにご審議いただきたいのは、次に記載している部分となります。最近では、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、外出を懸念し、オンラインでの保健指導を希望する方が増えております。特に今回この糖尿病性腎症の対象者というのは基礎疾患を有している方ですので、感染拡大時にはなるべく外に出たくないという意向もあるということでございます。そこで、会話と表情による健康情報の把握が可能で、利便性や事業の性質を考慮して、オンラインによる保健指導を本事業へ新たに追加するというのが今回の趣旨でございます。

2ページの項番の2番、委託（再委託）の内容の（2）のところをご覧くださいればと思います。こちらで従前の対面、電話、手紙にオンラインシステムを加えるという点が今回新たな項目となってございます。

続きまして、資料の3ページのところ、委託内容の変更という部分をご覧くださいと思います。上段のところ欄外に記載がございますが、米印で、太ゴシック（下線）が平成30年第9回本審議会ご了承済みの内容からの変更箇所というふうになってございます。まず、委託に伴い事業者処理させる情報項目の欄に下線、太字で対象者の情報項目の中にメールアドレスを追加してございます。中段の委託の内容覧の2、保健指導の中に対面、電話、手紙に加えましてオンラインを今回追加するということになってございます。一番下の項目、委託にあたり区が行う情報保護対策として運用上の対策の中の5番、なりすまし防止のため、互いに本人確認を行うよう委託先に指導するという項目がついております。なお、これ以降の太字ゴシック、下線につきましては情報セキュリティアドバイザーからの助言により追加した項目となります。

続きまして4ページ目のところをご覧くださいと思います。受託事業者に行っている情報保護対策の中にも、運用上の対策の中の6番から10番の部分、なりすまし防止のため、お互いに本人確認を行わせるから10番の「原則」まで。そしてシステム上の対策、こちら6番から9番、こちらも太字ゴシックでございます。こちらも今回オンラインシステムを導入するに当たりまして、新たにセキュリティ対策として、セキュリティアドバイザーの意見を勘案しまして追加した項目となっております。

資料の、飛びますが9ページをご覧くださいと思います。特記事項を飛ばして9ページのところをご覧くださいと思います。ただいま、委託の変更につきましてご説明しましたが、9ページ、再委託内容の変更につきましても、ただいまご説明しました委託内容の変更と同じ記載を追加してございます。なお、この糖尿病性腎症の事業は専門性が高いために、全体の進行管理を委託先に委託をしまして、具体的な保健指導の部分につきましては、別の事業者にも再委託をすることも事業としては想定しておりますので、再委託を可としております。再委託の場合でも追加した項目、内容につきましては委託と全く同じということになってございます。

続きまして資料37-1、個人情報の流れについてご説明させていただきます。資料、カラー刷りのほうに移っていただければと思います。こちら丸つきの番号に従いましての流れがございまして、①の参加勧奨（郵送）、②の本人同意（郵送又は窓口）、国保データベースシステムからの③対象者データの抽出、④対象者データの提供（手渡し）までは従前の流れと全く変更はございません。今回新たにオンライン面談をご案内した⑤のところになりますが、新たなところは⑤からになりますが、今回対象者へオンライン面談をご案内した上で、対象者本人がオンライン面談を希望された場合のみ、委託先、または再委託先が本人から電話でメールアドレス

レスを聞き取ります。⑥、対象者にオンライン面談の案内メールを送信した上で、⑦オンラインでの保健指導を実施するという流れになりますので、⑤⑥⑦の部分を新たに今回追加したということでございます。また、黄色い吹き出しにもございます。⑥のところにも書いてございますが、⑥のメールの送信を行う際には、対象者ごとに送信をするとともに、複数名による送信前の確認を行うことで誤送信の防止をいたします。

また、オンラインでの保健指導を実施するに当たりましては、黄色い吹き出しにございますように、なりすまし防止のために互いに本人確認を行わせる。オンライン時に、録音、録画、撮影をさせない、第三者を参加させないといったような取組みを徹底してまいります。ちなみにこの取組みにつきましてはオンラインでなくても、現在対面で実施する保健指導のタイプも、本人確認ですとか、録音・録画させないとか、第三者を参加させないといったことは対面でも実施しておりますので、それをオンラインでも同じように実施するということになってございます。

説明としては以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

【会 長】事務局のほうから、セキュリティアドバイザーの意見を。

【区政情報課長】セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。2行目の37番に関するご意見がございます。アドバイザーのほうからは、オンラインを使用した運用が連絡手段のツールとして浸透する中、対面、あるいは電話での保健指導に加え、オンラインの必要性も認められている。そのため事業を実施するに当たり、以下の対策を講じた上でということでご助言がありました。運用上の対策としては、なりすまし防止のための本人確認、それからビデオ通話についての録音、録画、及び撮影の禁止。またアカウント等情報を診療に関わりのない第三者に提供をさせないこと。4行目としてオンラインに第三者を参加させないこと。5番としまして原則チャット機能の利用やファイルの送付などは行わせないというような点。また、システム上の対策としてはソフトウェア等を適宜アップデートし、セキュリティソフトをインストールさせる。あるいはパスワードの認証などを用いて操作者の認証を行わせる。不正アクセス防止措置。また情報を保存するサーバの国内での設置ということでご助言いただいております。担当課長からご説明がありましたように、対策を十分行った上で実施をしていくということでご助言いただいております。以上です。

【会 長】それでは本件につきましてご質問かご意見ありましたらどうぞ。浦上委員。

【浦上委員】お伺いしたかったのが、保健指導において、何か指導を受ける側に資料の提供とかそういうものは必要ないのかなということをお伺いしたいと思います。というのは、これオ

ンラインによってチャット機能とかファイル送付って非常に便利です。使ってしまうものなので、もし指導をする上で何か情報を提供するという事になったら、まず使いたいというものになると思いますので、その辺の運用というか、「使わないで済むように」って、どのようにするのかということをお伺いしたいと思います。

【会 長】ご説明をお願いします。

【健康づくり課長】資料の提供は確かにございますが、対面するときもそうなのですけれども、事前に郵送でお送りをさせていただくということなので、オンラインを使って非常にそういった機能は便利なのですが、そこを使って資料を送付するようなことは、現時点では想定していないというところですか。あくまで事前に送付した資料に基づいて指導をするというのが基本となります。

【会 長】浦上委員、追加があれば。

【浦上委員】ありがとうございます。そうしたら、これオンラインの指導というと、結構事前に郵送できるような時間的余裕をもって対応していく、運用していくものということですか。

【会 長】ご説明をお願いします。

【健康づくり課長】ご指摘のとおりでございます。現時点での対面での面談もそういった形で進めておりますので、あくまで対面がオンライン形式に置き換わるというだけという理解でよろしいかと思っております。

【会 長】それではほかに、伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】お伺いしたいのが、オンラインの具体的などういうツールを使うとか、オンラインを使ったというのが保健指導の委託であるみたいなのですが、ここの委託先がまだ「未定」と書いてあるのですが、何か想定しているものとかというのはあるのですか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】資料の中で委託先のところの説明を省略してしまったのですが、資料37の3ページにもございますように、委託先につきましてはまだ未定で、実は公募型のプロポーザルにより選定をいたします。ですので、選ばれた事業者がどういったものを使うかについてはまだ具体的な想定等をしていないわけではございませんけれども、当然こういったセキュリティ上のことを事前に示した上で、それをカバーできるソフトを使用させていただくというのが前提になるかと思っております。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。あまりそういうソフトもないので、大体は絞られるとは思いますが、画面共有とかカメラを使うということだと思っておりますけれども、

電話みたいに画面を消してというのもあると思うのですが、具体的に想定されている範囲ではどういう形で、対面と電話と手紙との違いというのは特にどういうところにあるかというのを、もう1回説明いただけますか。

【会 長】説明していただいて。

【健康づくり課長】手紙はちょっと置いておいて、電話では確かに昨年のコロナ禍においても、ちょっと外出が難しいという方は電話では対応した事例もございました。ただ、電話だとしても顔の様子ですとか、ご本人の様子を直接伺うことは、声のトーンでしか感じることができません。もちろん、内容についてもです。なので、今回あくまで画像データと言いますか、顔を直接見られるような関係で保健指導をしたいということが1つの眼目になりますので、その違いがあるかと思えます。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。大体分かりました。これ、メールアドレスも入っているのです。メールアドレスで、例えばオンラインでやるときのURLをお送りして、そこを押すと画面が開くみたいな、そういうことを想定されるということですね、恐らく。そうすると、個人情報をごにあまり入れないように、URLだけ書いてあればそんなには問題ないと思うのですが、そのあたりの配慮だったりとか、あとデータの消去をどこまでやるかというのは結構難しい話だと思っていて、例えばそのメールもそうですし、分からないですけどもZoomみたいなツールの中にデータが保存されているのを、事務局が立ち入り検査もするとか書いてありますけれども、そういうのを本当に確認できるのかとか、そのあたりというのは何か対策というのを今、考えられているところはあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【健康づくり課長】今までの紙だけでやっていたときもそうなのですが、事業終了後は全てデータを消去していただくというところは基本としておりますので、オンラインの手法が加わりますが、そこら辺につきましては今後事業者選定する中で、そこら辺のことを明確に守っていきたいと考えてございます。

【伊藤（陽）委員】これで終わりにしますけれど、ここに委託先のシステム及びCD-Rというふうに書いてあるのですが、これサーバとか、そういったところにデータが保存されるような気もしまして、そのあたりの配慮みたいなものが、記述的にはそんなにならない気がしたので、そこに関しては既に新宿区でもそういったツールは最近使い始めているとは思いますが、気をつけていただけるとよろしいなと思いました。以上です。

【会 長】よろしゅうございますか、その点は、今のところ。では、その点は了解している

ということ。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。そうしますと、本件も報告事項ですのでご質問なければ了承ということで終了しますがよろしいですか。

では本件も了承ということで終了させていただきます。

次に、資料38「宿泊行事に参加する児童・生徒及び教職員に対する新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査（唾液PCR検査）業務の委託について」です。説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【教育支援課長】教育支援課長の内野と申します、どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず最初に資料の確認をさせていただきます。資料38と振らせていただいたものがページ数で6枚、6ページまでございます。また横の資料で資料38-1、カラー刷りのものが1枚ございます。不足はございますでしょうか。

それでは内容の説明をさせていただきます。ページを1枚おめくりいただきまして、2ページをお開きいただけますでしょうか。事業名といたしましては「宿泊行事に参加する児童・生徒及び教職員の健康管理」になります。目的でございますが、夏季施設や移動教室及び修学旅行等の宿泊行事に参加する児童・生徒及び教職員のうち希望する者に対して、唾液採取キットによるスクリーニング検査（唾液PCR検査）を行うことにより、参加者が安全かつ安心して宿泊行事に参加できるようにするとともに、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図るものでございます。対象ですけれども、夏季施設が小学校第5学年、移動教室が小学校第6学年と中学校第1学年、中学校第2学年、また特別支援学級になります。修学旅行が中学校第3学年、また、希望制で英語キャンプを行っておりまして、こちらは小学校第5、6学年、また中学校の1学年から3学年まで、また特別支援学校でも宿泊行事がございまして、小学部が第4から6学年、また中学部の第1学年から3学年が対象になってございます。

事業内容でございますが、上から3行目になります。令和3年10月1日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、基本的な感染対策を実施しながら教育活動の幅を拡げており、宿泊行事についても、実施直前の感染状況を注視しながら、実施の可否を判断して実施をさせていただきたいと考えております。なお、宿泊行事においては、学校内の教育活動や日帰りの校外行事と比較して、児童・生徒及び教職員が長時間にわたり行動をとることに伴い、また就寝時等にマスクを外すことから、より慎重に感染対策を講じる必要があるため、PCR検査を実施して参加者の安全を確保するということが、また他者への感染リスクを低減させ、感染拡大の防止につながるものでございます。委託の内容といたしましては、唾液採取キットの送付、またス

クリーニング検査の実施、検査結果の報告でございます。3番の対象人数といたしましては令和3年度が1,737人、令和4年度の見込みが6,856人でございます。

3ページに移りまして、詳細について重複しない部分をご説明させていただきます。まず委託先がS B新型コロナウイルス検査センター株式会社を予定しております。続いて委託に伴い事業者処理させる情報項目といたしましては検体、こちらは唾液になります。また、検体のID、こちらは検体ごとに割り振られた識別コードになります。また、検査日とC t値、こちらはウイルス量を推定するための値です。また、再検査の要否、以上の項目になります。処理させる情報項目の記録媒体としては、紙及び委託先のパソコンなど電磁的媒体になります。委託の開始時期及び期限としては、今年度は令和3年12月下旬から令和4年3月31日までを想定しております。委託にあたり区が行う情報保護対策でございますが、運用上の対策の3番目、唾液採取キット（検体ID付き）は、施錠できる金庫（キャビネット）に保管をさせていただきます。

4ページに移りまして、6番、検体IDと対象者を紐づけた管理表（エクセル）は、パスワードを付すとともに、特定の職員しかアクセスできない専用フォルダに保存いたします。また、受託事業者に行わせる情報保護対策の運用上の対策の3番目、紙媒体の個人情報、施錠できる金庫（キャビネット）に保管します。またシステム上の対策の3番目、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行わせ、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行わせます。

続いて資料38-1の表をご覧くださいと思います。こちらは個人情報の流れになっておりまして、丸の番号ごとにご説明させていただきますと、まず新宿区から委託先に申込み及び唾液採取キットの送付依頼を行います。こちらは件数だけの申込みになります。委託先からは②のところで唾液採取キット、こちら検体IDがつけられたものが送付されます。それを受け取った学校側が③検体IDと検査を希望した対象者を紐づけた管理票（エクセル）を作成します。続いて④唾液採取キットを対象者に配布をしまして希望した者が⑤、唾液を採取いたします。それを学校で取りまとめて⑥唾液、こちらは検体IDだけの付番になりまして、対象者情報は送付いたしません。それを受け取った受託会社のほうが⑦唾液のPCR検査を実施しまして⑧検査結果を学校宛てに送付させていただきます。受け取った学校のほうが⑨検査結果と対象者の紐づけを行い、⑩で要再検査、陽性疑いのある者については確認をして、状況によっては⑪で要再検査者、陽性疑いの者への措置、病院への診察の指示などを行うといった流れになります。

ご説明は以上になります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】 それでは本件につきましてご質問かご意見ありましたら。ご質問、ご意見なければ本件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では本件も了承ということで終了します。

【教育支援課長】 ありがとうございます。

【会 長】 最後の議題です。資料39「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等について」です。それではご説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【教育指導課長】 よろしくお願いいたします。教育指導課長でございます。「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について」ご報告をいたします。本制度につきましては児童・生徒の健全育成のために子どもたちの非行等の問題行動の防止と、安全確保のために学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うため、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

それで、詳細にお話をさせていただきますが、お手元の資料39でございます。続きまして、資料39-1と2をご覧くださいながら、ご説明を聞いていただければと思います。まず、令和3年4月1日から9月30日までの運用状況についてご報告をさせていただきます。なお、恐れ入りますが個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことをご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、資料39-1でございます。横組みの表をご覧くださいければと思います。警察から学校への個人情報の提供があった4件の事案、本人外収集についてご報告をいたします。1番、これは親からの虐待があり、本人が「帰宅したくない」と交番へ駆け込んだ事案でございます。その日のうちに警察から学校に連絡が入りました。当該児童はその日のうちに帰宅していますが、その後も関係機関と連携し、対応をしているところでございます。

2番につきましては兄弟から指示を受け、複数回コンビニ店で万引きをした事案でございます。当該児童が店員に声をかけられて、かばんを道端に置いて逃走し、その後かばんから個人情報が特定されました。警察署にて本件についての対応が終わった後、警察から学校へ連絡があったものでございます。

3番は加害児童が同じ学校である被害児童に対して、問題行動を行った事案でございます。「家の鍵を持っているか」「殴っていいか」などの言葉がけをした上で、腕を引っ張りながら

つきまとったため、当該児童は走って逃げました。実際のところ暴力行為等の実害はございません。被害児童の保護者から警察署に相談があり、発覚したものでございます。警察が防犯カメラ等で確認を行い、その日のうちに警察官が来校しました。内容は校長が面接で聞き取っているものでございます。

4番でございます。4番は窃盗の疑いがあった事案でございます。区外で拾った交通系ICカードを使用した生徒がおり、その生徒が所属するグループに当該生徒がいたため、警察署から学校に連絡が入りました。内容は取得物横領の疑いがあり、参考として警察が当該生徒から話を聞きたいというものでございます。その後、本件について被疑者として取り扱わないとの連絡を受けたところでございます。

続きまして資料39-2、横組みのもう1枚のほうについてご説明申し上げます。続いて学校から警察へ個人情報を提供した4件の事案、外部提供についてご報告をいたします。1番は問題行動の事案でございます。自宅マンションから飛び降りるそぶりをし、その後所在不明になりました。そのことを見ていた同級生が学校に報告をし、発覚したところでございます。学校が当該児童の家庭へ連絡するが連絡がつかなかったため、緊急性の高い事案であると校長が判断し、電話で警察に連絡をしたものでございます。その後、当該児童は無事に帰宅しているところでございます。

2番でございます。2番は家出の事案です。母親から学校に対して本人がいなくなった旨の連絡がありました。学校は母親に対して警察へ相談するよう促すも、母親が連絡をしなかったため、緊急性の高い事案と校長が判断し、学校から警察へ電話で連絡をいたしました。警察が母親へ連絡したところ、母親があまり危機感というか、それがあまり高くない状態でございますので、警察から連絡を受けた学校が再度対応したところでございます。その後、学級担任が当該生徒の携帯電話に連絡をしたところ連絡が付き、当該生徒も帰宅したところでございます。

3番目です。暴力行為の事案でございます。学校で昼の清掃中、図書室で友達とトラブルになり、当該児童が暴れ、その行為を制止しようとした教員に対し暴力行為があったものでございます。その後、制止にも応じず逃走し、その際植木鉢を倒す、傘を振り回す、石を投げつける、棒を振り回す等の器物破損行為もありました。そのような行為があったため、緊急性が高いと校長が判断し、電話で警察へ連絡したものでございます。外部提供に当たる個人情報については来校した警察官に対し、面接で伝えているというところでございます。

4番は窃盗の疑いがあった事案でございます。区外で拾った交通系ICカードを使用した生

徒があり、その生徒が所属するグループに当該生徒がいたため警察署から学校に連絡が入りました。内容は取得物横領の疑いがあり、参考として警察が当該生徒から話を聞きたいというものでございます。警察が捜査情報照会書を持参したため、ガイドラインに沿って情報を面接にて提供しています。その後、本件について被疑者として取り扱わないとの連絡を受けているところでございます。事案の内容については以上となります。報告は以上でございます。

【会 長】何か質問がございますか。何か、一般的な質問ありましたらどうぞ。越智委員。

【越智委員】定期的にこういった報告をしていただいていますね。内容とかにどうこうというのはないのですけれども、ご質問として、もともとのガイドラインは、協定したのは平成17年ともう15年たっていますけれども、直接的な問題行動の内容というのはそんなに簡単に変わらないというのが、情報のあり方とかも含めまして、これは毎年変更の余地がないとか、検討や会議はされているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育指導課長】実際には、それ以降文言が変わっているというケースはないのですけれども、実際に毎年警察の方とお話をして「これで大丈夫ですか、いけますか」というような確認はしているところでございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますか。なければ報告事項ですので了承ということで終了させていただきます。それでよろしゅうございますか。ご苦労さまでした。

以上をもちまして本日予定の議題は終了いたしました。時間少し前に終わって大変結構ですけれども、何か今日、言い残したことでもございましたら今ちょっと時間がありますから、お聞きしてもいいですけれども、なければ事務局のほうから伝達事項があればお願いします。

【区政情報課長】ありがとうございました。本日今年最後の審議会ということで、本年も本日にありがとうございました。来年また1月に会議予定してございまして、1月20日木曜日午後2時から予定してございます。場所についてはこちらの大会議室で開催予定でございまして、またご案内等させていただきたいと思えます。

それとまた、ご案内は直接文書ではないのですけれども、コロナのことを考慮しまして、毎年、昨年もそうだったのですけれども毎年5日に開催しておりました賀詞交歓会が中止となっておりますので、ご連絡事項がこの時期になりましたことをお詫び申し上げますが、中止になってございますのでよろしく申し上げます。事務局からは以上でございます。

【会 長】何かご発言があればお聞きしますが、なければこれをもって、本日第7回の審議

会を閉会といたします。長時間にわたり、どうもありがとうございました。来年もどうぞよろしく願いたします。

午後〇時〇〇分閉会